

後期高齢者医療保険料の軽減内容が見直されます



令和3年度の保険料について

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内すべての市（区）町村で均一となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額 (年額)} \\ \hline \text{※年額 64 万円が上限です} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(被保険者 1 人当たり)} \\ \hline \text{50,600 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 43 万円} \\ \text{(基礎控除)} \\ \hline \times 9.95\% \text{ (所得割額)} \\ \hline \end{array}$$

※合計所得金額が2,400万円超の方は、合計所得金額に応じて基礎控除額が低くなり、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

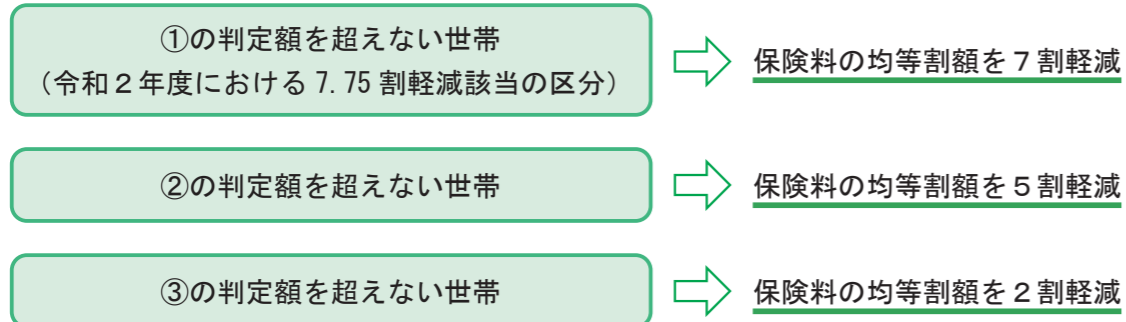
保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。

◆保険料の均等割額の軽減 <軽減割合の一部が変更になりました>

- ① 7割軽減：43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 (※1) - 1)
- ② 5割軽減：43万円 + 2万8千5百円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 (※1) - 1)
- ③ 2割軽減：43万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 (※1) - 1)

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等 (※2) の合計額が



※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が110万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の方の合計人数です。

※2 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（町に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）

※一定の障がいのある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一部の方などです。

※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定はいつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。

※生活保護を受けている方および外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295

農業用ドローン導入に係る補助事業実施



令和3年度から、水稻の防除のための農業用ドローンに導入に係る経費を補助します。

内容 事業費が50万円以上で、国が推奨する機体またはそれと同等と認められるもの。他の助成制度による財政支援を受けていない、または受ける予定でないもの。補助率は1/2、限度額100万円。詳細はお尋ねください。

対象 ・水稻の防除のための農業用ドローン
・2人以上の農業者又は農業団体

申込 令和3年5月12日～令和4年3月31日まで予算の上限額に達した時点で募集を終了します。農林振興課農政係または各支所農林建設水道係へ申請書類を提出してください。

問合せ先 農林振興課 ☎ 72-1136

あなたもマイナンバーカードを作りますか



現在、総務省からマイナンバーカードをお持ちではない75歳未満のすべての方へ、「マイナンバーカードの申請のご案内」が送付されています。この機会にぜひマイナンバーカードを作りますか。

申請の方法

- 1 申請書にあるQRコードをスマートフォンで読み取り申請
- 2 申請書にある申請書IDをパソコンに入力し申請
- 3 郵便で申請・・・役場窓口でお手伝いしますのでご相談ください。

マイナンバーカードの交付

マイナンバーカードは、申請後1ヶ月ほどで役場に届きます。

役場にカードが届き次第、申請者の方へはがきでカード交付のためのご案内を送付します。

カードのお受け取りに必要なもの

- 1 カードお受け取りのはがき
- 2 マイナンバー通知カード（お持ちの方のみ）
- 3 運転免許証などの本人確認書類

※詳しくははがきに記載されていますので必ずお読みください。

マイナンバーカード申請・交付・更新のための窓口開設

夜間窓口開設

毎月第三水曜日午後8時まで

※各支所は隔月の開設になります。（2月、3月を除く）

清和支所 6、8、10、12月

蘇陽支所 5、7、9、11、1月

※マイナンバーカード以外の住民票等の証明書の交付も行っています。

休日窓口開設

毎月最終日曜日午前9時から正午まで（本庁のみ）

※マイナンバーカード関係業務のみ。完全予約制。

マイナンバーカード申請会開催

ご希望があれば、職員が地域や職場に伺い、マイナンバーカードの申請会を開催します。少人数でも構いませんのでご相談ください。お時間、場所などすべてご希望に合わせて開催します。昨年度は、熊本県立矢部高等学校や、入佐地区、野尻地区で開催し、多くの方に申請いただきました。



矢部高校での申請会の様子

問合せ先 税務住民課 ☎ 72-1172